

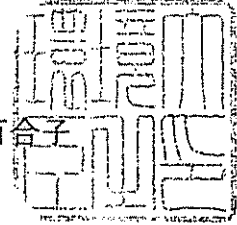


資料 7

諮問 第 1 6 0 号
環自総発第 050721001 号
平成 1 7 年 7 月 2 1 日

中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣
小 池 百合子



動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 7 年法律第 6 8 号）の施行等の在り方について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 1 条第 2 項第 2 号、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 7 年法律第 6 8 号）附則第 2 条第 1 項及び第 3 条並びに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 2 6 条の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行等の在り方に関して、別紙に掲げる項目に係る貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

より一層の動物の愛護管理の推進等を図るため、平成 1 7 年 6 月 2 2 日に、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 7 年法律第 6 8 号）が公布されたところである。当該改正法においては、環境大臣による基本指針の策定及び都道府県による動物愛護管理推進計画の策定について定めたほか、動物取扱業について、その対象範囲の拡大、登録制の導入、動物取扱責任者の設置等の措置を講ずるとともに、特定動物の飼養又は保管について、条例による規制措置に代えて許可制を導入する等の規定、動物を科学上の利用に供する場合の配慮事項を充実する規定等が設けられたところであり、当該改正法の施行に必要な政省令、基準、基本指針等の検討を総合的に行う必要がある。

このような状況を踏まえ、また、ペットとしての動物の飼養に対する志向の高まり等、昨今の動物の愛護管理を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律の適切な施行等の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

(別紙)

1. 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第68号)附則第2条の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第68号)による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「改正法」という。)第5条第1項の規定の例により環境大臣が定める、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針について
2. 改正法第7条第3項の規定に基づき環境大臣が定める、動物の所有者がその所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について
3. 改正法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、動物取扱業の登録の申請に関して動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な基準について
4. 改正法第12条第1項の規定に基づき環境省令で定める、動物取扱業に係る飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準について
5. 改正法第18条の規定に基づき環境省令で定める、動物取扱業者が掲げなければならない標識について
6. 改正法第21条第1項の規定に基づき環境省令で定める、動物取扱業者が遵守しなければならないその取り扱う動物の管理の方法等に関する基準について
7. 改正法第22条第3項の規定に基づき環境省令で定める、動物取扱業者が選任する動物取扱責任者に受けさせる研修について
8. 改正法第26条第1項の規定に基づき政令で定める、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物(以下「特定動物」という。)について
9. 改正法第26条第1項ただし書の規定に基づき環境省令で定める、特定動物の飼養又は保管の許可を受けることを要しない場合について
10. 改正法第27条第1項の規定に基づき、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準について

11. 改正法第31条の規定に基づき環境省令で定める、特定動物の飼養又は保管の方法について
12. 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「現行法」という。）第5条第4項の規定に基づき環境大臣が定める、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準について
13. 現行法第5条第4項の規定に基づき環境大臣が定める、展示動物の飼養及び保管に関する基準について
14. 現行法第5条第4項及び第24条第3項の規定に基づき環境大臣が定める、実験動物の飼養及び保管等に関する基準について
15. 現行法第18条第5項及び第19条第3項の規定に基づき環境大臣が定める、犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領について